

令和8年度脱炭素電源地域貢献型投資促進事業 電気事業者向け説明会での質疑応答概要

カテゴリ	質問	回答
補助対象事業者	需要家としての地方公共団体は補助対象になり得るか。	高付加価値な製品を製造する企業又はDC事業者を対象としており、地方公共団体は想定していない。
	申請自体は需要家だけでなく、小売電気事業者も可能か。	高付加価値製品の製造を行う事業者又はデータセンター事業者を対象としており、小売電気事業者としての提案は基本的に想定していない。共同申請やコンソーシアムでの応募を認めるなどは今後検討。
	製造業だけでなく、流通業からも関心を集めているが、補助対象か。	産業要件に該当するかどうか次第だが、基本的には高付加価値製品の製造をするための設備投資を念頭に置いている。
	既存の工場構内で、新たに建物を増築する場合は、補助対象となるか。	既存の工場構内で新たに建物を増築するという場合も「高付加価値な製品を製造し、産業競争力の強化に資するもの」という産業要件に合致すれば対象になり得る。電力要件については、詳細は検討中。 既存設備と新築設備の使用電力を切り分けて調達・管理できるか等にもよるが、少なくとも増築部分の操業に用いる電力の全量を脱炭素電力にすることが必要と考えている。
補助対象経費	補助対象について、これまでの資料では「建物費(土地代は除く)、機械装置費等」となっているが、オンラインやオフサイトでCPPA供給する際の再エネ電源の整備に係る費用は支援対象になるか。	補助対象経費は現在検討中だが、基本的には電源の整備ではなく高付加価値製品等の製造に係る設備投資を対象とすることを想定している。
	早期接続を目指して自営線マイクログリッド等を敷設した場合に補助対象となるか。	
	屋根上の太陽光設備やディーゼルエンジンなどの自家発電設備を設置する場合、支援対象になるか。	
補助強度	脱炭素電源地域貢献型投資促進事業の紹介のページで、事業スキームの欄のうち、事業スキーム補助率、補助上限額については、(A)立地地域への貢献度合い～(C)電源の種類の価値に応じて決定すると記載があるが、その決定の際の具体的な判断基準(評価方法)はどのようなものか。	補助上限額及び補助率はP49に記載の5段階で設定するが、これらの具体的な水準及び各カテゴリーの評価基準については現在検討中。
	CPPAと脱炭素電力メニューが半々だった場合、補助上限や補助率はどうなるか。	PPAや脱炭素電力メニューの各区分において求める要件については検討中だが、例えば使用電力の5割以上をPPAで調達することをNo.1の要件とする場合、PPAの調達割合がそれ以上であれば支援強度のより高いNo.1で応募いただき、それに満たないPPA割合であればNo.3で応募いただくことを想定している。 脱炭素電力メニューの場合は、脱炭素電力供給地域である特定の都道府県産の電力を一定水準以上利用することを要件とする予定だが、例えばその要求水準が5割以上であれば、それをPPAや自家発電、非化石証書で埋めていただくことを想定している。
脱炭素電源の定義	補助率の決定に際して価値として使用される『(C)使用する脱炭素電源の種類(新設・再稼働電源等)』については、経済産業省HP「GX戦略地域制度」に記載の『③脱炭素電源活用型(GX産業団地)』の『(別紙1)脱炭素電源と取り扱う電源種等について』と同様の判断基準で、『脱炭素電源と取り扱う電源種・新設・再稼働と取り扱う電源』と判断を受けるのか。	基本的に同様の判断基準を用いることを検討中。
	混焼のための改修は新設に含まれるのか。	脱炭素電源の新設・再稼働の定義については検討中だが、基本的にはGX戦略地域の第3類型(GX産業団地)の公募要領において示したものと同様の基準を想定している。
	再稼働済の原子力発電所はどう扱われるか。	公募年度である令和8年度以降に新設・再稼働するものを「新設・再稼働」、それ以前に稼働したものは「既設」と判断することを予定している。
	『水力発電所の増取水・増出力(リパワリング)案件』は、脱炭素要件 C)のうち、「新設・再稼働電源」か、「既設電源」どちらに分類されるか。	水力発電所のうち、新設・再稼働に含める案件は、既に公募を開始しているGX産業団地の別紙1に記載されている以下の案件と同様とする予定。 以下に当てはまらないリパワリング案件は既設電源に分類されることになる。 ・公募開始年度以降に運転開始する新設電源 ・公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源(※1) ・公募開始年度以降に運転開始する、大規模改修電源(※2) ※1 水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの。 ※2 オーバーホール(水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理)を行う場合であって、主要な設備(発電機(固定子)、主要変圧器、制御盤)の全部を更新するもの。
	新設電源の運開前であっても補助は受領可能か、運開まで化石電源含めた受電をして事業を開始することは可能か。	新設電源は公募開始年度以降に運開する電源を対象とする予定。 一定の要件を満たせば、電力調達先の脱炭素電源の運開が設備投資する事業所の運開より後であっても補助金の交付は可能とすることを想定。ただし、補助事業のフォローアップが可能な期間内に運開を確認する必要があるため、運開予定年には一定の制約を設ける予定。 また、要件の詳細は検討中だが、新設電源の運開までの間も非化石証書等の代替手段により100%脱炭素電力を利用することは必須としたい。

電力要件	電力は100%立地地域の電源に紐づいている必要があるのか。(電源の立地都道府県に企業立地するが、当該立地地域の脱炭素電源からの供給は70%で、不足する分を他県から受電する場合はどうなるのか)	「電源の立地都道府県に企業立地するが、当該立地地域の脱炭素電源からの供給は70%で、不足する分を他県から受電する場合」も対象とする予定だが、何%以上を当該地域の電源から供給するよう求めるかを現在検討中。 ・PPA活用パターンの場合、PPAで調達するよう求める割合と同じ割合以上を求める検討中。(PPAで調達するよう求める割合自体も検討中。) ・脱炭素電力メニュー活用パターンの場合、少なくとも当該立地都道府県が主たる脱炭素電力の供給元であることが特定できる必要があり、最低でも50%は求めることになる予定。
	脱炭素電力メニューについて、FIT電源の環境価値を活用している場合は対象にならない等の制約はあるか。	要件の詳細は検討中だが、P49のNo.3の脱炭素電力メニューを活用する案件については、全量トラッキング付き非FIT非化石証書で賄う等の一定の制約を設ける予定。なお、No.3以外の自家発電又はCPPAを活用する案件については、CPPA等により一定水準以上の電力を調達することを要件とする予定だが、それを超える部分についてはFIT証書を活用して脱炭素電力100%を達成することも可能とする予定。
	今回のCPPAの定義には、バーチャルCPPAやオンサイトCPPAは含まれるか。	オンサイトCPPAとバーチャルCPPAはこのCPPAに含まれる。
	脱炭素電力100%という条件について、当該企業の全需要に対して100%供給が必要か。それとも設備を導入する需要場所における需要の100%が条件になるのか。	企業単位ではなく事業所単位で判定する予定。増築等の場合には、事業所内で既存設備と新築設備の使用電力を切り分けて調達・管理できるか等にもよるが、少なくとも増築部分の操業に用いる電力の全量を脱炭素電力にすることが必要と考えている。
	電気事業法上、小売りを介して電気を供給することが前提となると思われるが、「フィジカルCPPA」の定義はあるのか。	CPPAの対象範囲については案件公募までに決定する。一般的には発電事業者と需要家をお互いに特定して契約するものと考えている。
自治体	脱炭素電力供給地域はいつ、どのような形で決定するのか。	脱炭素電源供給地域は最新の統計データを用いて算出した脱炭素電力自給率に基づいて設定し、公募時にはお示しする予定。
	今回の公募の選定に立地自治体は関与するのか。あくまで選定は国によって行われ、申請は需要家・小売・発電の協議によって行われるのか。	選定は国が補助事業者である補助金事務局を通じて行うが、申請に当たっては立地自治体にも関与いただくことを想定している。具体的には、①No.4.5の区分については立地自治体へのふるさと納税等の貢献手法やその程度について求め立地自治体と事業者で協議いただくこと、②No.2.3.5については脱炭素電力供給地域として脱炭素電源の供給増に関する計画の策定やフォローアップに協力いただくことを求め合意いただくこと、③GX戦略地域の類型3のGX産業団地と同様に、利用電源の規律確保の事前確認に協力いただくこと等を想定している。
	自治体が作成する脱炭素電源の供給増に係る計画については、No.1～No.5まで全てにおいて必要となるのか。	No.2.3.5の既設電源や脱炭素電力メニューを活用する場合のみ必要となる。
FU	運営後の脱炭素電力100%については、申請・認定の段階でどのようなコミットメントやペナルティを想定されているのか。再エネ事業者の課題として、補助金申請・認定に協力支援や働きかけを行っても結局は運営時の調達時点での競争入札等になると動機づけが課題となる。	申請・認定時点で求める要件の詳細については現在検討中だが、基本的には、提案時の脱炭素電力調達に関する電気事業者との調整状況等の案件の具体性も勘案して評価を行い、案件採択時の計画に基づいて事業活動(電力利用)いただくことを想定している。予定したCPPAの対象電源の運営や稼働が計画通り進まなかった場合等、需要家の責めに帰すべきではない事由により計画が満たせない場合に代替手段などを使うことは許容しつつ、脱炭素電力100%ということは確実に達成してもらう予定。ただし、特定の電気事業者を通じた電力調達まで求めるものではなく、補助金交付要件を満たす範囲内であれば事業者の置かれた事情に応じて交付決定後の計画変更が行われることも想定される。
	公募採択された事業者に、採択後に定期的に実績などを提出(報告)する必要などはあるか。	最長で補助事業期間5年+フォローアップ期間3年の計8年間、定期的なフォローアップをさせていただく予定。
スケジュール	事業の要件(発電設備容量、発電方法等)やスケジュール	要件の詳細は現在検討中。公募のスケジュールについては、年度内に補助金執行団体の公募を行った上で、来年度予算の成立後に補助金執行団体において必要な準備を行った上で、間接補助事業者の案件公募を行う予定。
	年度内に数回公募する可能性はあるか。	夏前に案件公募を行うべく準備を進める予定だが、公募を予め2回に分けて行うかどうかは現時点では決めていない。
	計画～建設～完工まで、相当の期間を要すると思われるが、補助期間はどの程度となるか。	補助期間は最長で令和12年度までの5年間。
	公募は来年度以降5年間、各年度に募集が行われるのか。	令和8年度内に総額2100億円の公募・交付決定を行い、令和9年度以降の最長4年間は投資実績に基づいて補助金を交付するのみ。
他事業との関係	類型③で選定された産業団地に入居する企業が脱炭素電力供給を受ける場合、類型④は適用されるのか。	当該事業者が本補助金の受給に必要な要件を満たして応募し、採択されれば、適用される。
	各自治体で企業立地の補助制度があるが、同一の補助対象に対して、本事業との併用は認められるものか。自治体の補助制度の財源次第か。	前提として、他補助金と併用した結果本補助金の目的から逸脱するものや、同一経費への併用(二重受給)は不可。それ以外は自治体の補助制度次第(自治体補助金の交付要綱・公募要領等に「併用不可」「他の国庫補助金との重複禁止」などの規定があればそれを優先)であるため、併用検討の場合は自治体補助金の内容がわかる資料とともに事前にご相談いただきたい。